

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（昭和六十二年厚生省令第四十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の申請手続等） 第四条（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>（削除）</p> <p>二 外国において医師若しくは歯科医師又は法第二条第四号ハからヨまでに掲げる資格（以下「看護師等」という。）に相当する資格を有することを証する書面の写し。</p> <p>三〇五（略）</p> <p>六 許可の申請に係る次のイからニまでに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項を記載した医師（外国において医師に相当する資格を有する者を含む。）の診断書（前項に規定する者が自ら作成したものを除く。）</p> <p>イ〇二（略）</p> <p>（削除）</p>	<p>（許可の申請手続等） 第四条（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 臨床修練を終えた後、外国において診療又は法第二条第四号ハからヨまでに掲げる資格（以下「看護師等」という。）に相当する資格に係る業務に従事することを証する書類</p> <p>三 外国において医師若しくは歯科医師又は看護師等に相当する資格を有することを証する書面</p> <p>四〇六（略）</p> <p>七 許可の申請に係る次のイからニまでに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項を記載した医師の診断書</p> <p>イ〇二（略）</p> <p>八 許可の申請に係る次のイからハまでに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項を証する書面</p> <p>イ 医師又は歯科医師 法第三条第三項第二号及び第三号並びに第四項第二号に該当しない者である旨</p> <p>ロ 助産師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能</p>

(削除)

七〇九 (略)

3 (略)

4 臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等（以下「臨床修練外国医師等」という。）は、臨床修練計画書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちに変更後の臨床修練に係る第二項第八号の承諾書を添えて届け出なければならない。

訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士又は救急救命士
法第三条第三項第二号及び第四項第二号に該当しない者である旨

ハ 診療放射線技師、歯科技工士又は臨床検査技師 法第三条第三項第二号に該当しない者である旨

九 許可の申請に係る次のイからハまでに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項に係る申述書

イ 医師又は歯科医師 成年被後見人及び被保佐人並びに罰金以上の刑に処せられた者その他医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者でない旨

ロ 助産師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士又は救急救命士
罰金以上の刑に処せられた者その他当該資格に係る業務に関し犯罪又は不正の行為のあった者でない旨

ハ 診療放射線技師、歯科技工士又は臨床検査技師 当該資格に係る業務に関し犯罪又は不正の行為のあった者でない旨

十〇十二 (略)

3 (略)

4 臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等（以下「臨床修練外国医師等」という。）は、臨床修練計画書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちに変更後の臨床修練に係る第二項第十一号の承諾書を添えて届け出なければならない。